

⑥「公園使用者台帳」(96件)

番号	名称	年代	差出人	宛名人	備考
表紙	公園使用者台帳	T7(1918).4～	高岡市役所農商務係		合綴。 寸法 縦27.6cm×横19.8cm。 表紙の左上に、朱字(印の部分もある)で、「第四七(墨字)号ノ第壹種ノ永年保存」と記されているように思われる。消えかかっているので断定はできないが、他の資料と比べるとそのように考えられる。 公園地使用願などの文書が綴られている。
1	(公園使用者についての表)	T12(1923).3～ S2(1927).12.16			目次のようなものと思われる。表の項目に、許可年月、使用期間、摘要、備考とある。 [1つ抜き出すと] 許可年月→T12.3 使用期間→T12.4よりT13.3の1ヶ年 摘要→木谷和作外8名公園地使用願1件 というように書かれている。他の7件についてもこのように書かれている。
2	[桜馬場公園地・高岡公園家屋敷地等使用料変更通知書(案)]	T8(1919).4.1	農商務係主任(「筏井」朱印)	高岡市長(「鳥山」朱印) 用度係主任(「南」朱印) 議事係主任(「山口」朱印)	差出人が宛名人に、公園地の使用料がT8年度より変更になるので、ここに記した案の文書を公園を使用している人たちに通知してよいか伺うと書かれている文書である。 案には、通知する人たちに送る文書の雛形が書かれている。年月日、金額は書かれていない。 案には、「別記人名宛」と書かれている。別紙に1ヶ年の使用料、使用者氏名と項目のある表が書かれ、使用者氏名に書かれている人たちに通知の書類が送られたのではないかと考える。木谷和作他35名の名前がある。 桜馬場公園地は1坪1円、高岡公園家屋敷地は1坪30銭、その他は1坪10銭と変更された。 T8.4.1に施行。
3	(原文吉外三十四名より公園地使用願出に対し許可伺書)	T7(1918).4.1	農商務係主任(朱印)	高岡市長(朱印) 用度係主任(「南」朱印)	差出人が宛名人に、原文吉他34名が高岡公園地と桜馬場公園地の使用を願い出ているので、左の案で許可するがこれで良いか伺うと書かれている文書である。 案には、原文吉他34名に、公園地使用願出のことは許可する。但し、使用料を納めよと伝える文章が書かれている。年月日は記されていない。案には、「各通」とある。 別紙に、1ヶ年の使用料、氏名などと項目のある表が書かれ、氏名に書かれている人たちにこの文書を送ったのではないかと考える。原文吉他34名の名前がある。表の前に「公園地貸与地」とある。 T7.4.12施行。
4	公園地使用願	T7(1918).4.1	願人 木谷和作 保証人 木谷甚造 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山敬二郎	木谷和作が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→高岡市公園地字西角外線 坪→平73坪5合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→花園 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印が押されている。日付は「7.4.1」。 平面図が付属。
5	公園地使用願(二の丸横堀淵に茶亭家屋のため)	T7(1918).3.28	願人 原文吉 保証人 氏家建太郎 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山敬二郎	原文吉が市に高岡公園地と桜馬場公園地の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→高岡公園地二ノ丸横堀淵、桜馬場公園地 坪→平12坪5合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→建物敷地茶亭家屋の為 使用料は指定料金に従う 高岡市役所の収受の朱印が押されている。日付は「7.3.28」。 付属図あり
6	公園地使用願	T7(1918).3.26	願人 宮野なか 保証人 関外吉 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山敬二郎	宮野ながが市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→高岡公園地字椿山地内 坪→平39坪建物敷地 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→茶亭 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印が押されている。日付は「7.3.26」。 付属図あり。

7	公園地使用願	T7(1918). 3.26	願人 矢部孝 太郎 保証人 新森 兵吉 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	矢部孝太郎が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→高岡市公園地字椿山内地 坪→平25坪8合 建物敷地 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→茶店 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印が押されている。日付は「7.3.26」。 付属図あり。
8	公園地使用願	T7(1918). 3.27	願人 高田正 三 保証人 矢部 孝太郎 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	高田正三が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→高岡市公園地字椿山内地 坪→25坪 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→喫茶店 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印が押されている。 付属図あり。
9	公園地使用願(二の丸にて飲食店)	T7(1918). 3.26	願人 鷺北与 次郎 保証人 鷺北 利三郎 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	鷺北与次郎が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→高岡公園地字二ノ丸 坪→24坪 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→飲食店業 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印が押されている。 付属図あり。
10	公園使用願(三の丸にて茶店)	T7(1918). 3.26	願人 吉田為 一 保証人 折橋 清二 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	吉田一が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→高岡公園地三ノ丸内地 坪→20坪7合5勺 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→茶店 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印が押されている。 付属図あり。
11	公園地使用願	T7(1918). 3.25	願人 越野長 二 保証人 小西 喜作 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	越野長二が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→高岡公園地字椿山内地 坪→87坪6合 期限→T7.4.1よりT12.3.31まで 目的→茶店 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印が押されている。 付属図あり。
12	公園地使用願	T7(1918). 3.27	願人 御旅屋 長作 保証人 矢部 孝太郎 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	御旅屋長作が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→高岡市公園地字椿山内地 坪→36坪 期限→T7.4.1よりT12.3.31まで 目的→飲食店 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印が押されている。 付属図あり。
13	公園使用願	T7(1918). 3.30	願人 柴野源 太郎 保証人 新森 兵吉 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	柴野源太郎が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→高岡公園地字本丸内 坪→40坪 期限→T7.4.1よりT12.3.31まで 目的→飲食店 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。 付属図あり。

14	公園地使用願	T7(1918). 3.25	願人 上田常吉 保証人 米島由次郎 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山敬二郎	上田常吉が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪3合5勺 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→家屋の為に 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「7.3.28」。 付属図あり。
15	公園地使用願	T7(1918). 3.31	願人 稲積達次 保証人 穴田太三郎 (ともに朱印あり)	高岡市長 鳥山敬二郎	稲積達次が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪8合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「7.3.28」。 付属図あり。
16	公園地使用願	T7(1918). 3.26	願人 藤本ひさ 保証人 大森栄太郎 (ともに朱印あり)	高岡市長 鳥山敬二郎	藤本ひさが市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪8合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路の為に 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。 付属図あり。
17	公園地使用願	T7(1918). 3.27	願人 井戸直次郎 保証人 野崎次平 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山敬二郎	井戸直次郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪2才 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→家屋の為に 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「7.3.28」。 付属図あり。
18	公園地借用願	T7(1918). 3.29	願人 谷野善成 保証人 延対寺みよ (ともに朱印)	高岡市長 鳥山敬二郎	谷野善成が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→3坪6合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「7.4.1」。 付属図2点あり。
19	公園地使用願	T7(1918). 3.25	願人 菅野啓二郎 保証人 菅野伝右衛門 (ともに朱印あり)	高岡市長 鳥山敬二郎	菅野啓二郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→4坪2合7勺 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。 付属図あり。
20	公園地使用願	T7(1918). 3.28	願人 西部三郎右衛門 保証人 西村鶴太郎 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山敬二郎	西部三郎右衛門が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪9合5勺5才 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。 付属図あり。

21	公園地使用願	T7(1918). 3.30	願人 延対寺 みよ 保証人 能町 栄次郎 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	延対寺みよが市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園 坪→8坪7勺 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「7.4.1」。 付属図あり。
22	公園地使用願	T7(1918). 3.30	願人 広川周 造 保証人 菅池 貞次郎 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	広川周造が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→10坪3合5勺 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路の為め 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。 付属図あり。
23	公園地使用願	T7(1918). 3.25	願人 荒野栄 次郎 保証人 浜野 文雄 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	荒野栄次郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→8坪2合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。 付属図あり。
24	公園地使用願	T7(1918). 3.25	願人 浜野文 雄 保証人 荒野 栄次郎 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	浜野文雄が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園 坪→4坪2合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。 付属図あり。
25	公園地使用願	T7(1918). 3.26	願人 能森庄 太郎 保証人 米納 嘉右衛門 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	能森庄太郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→3坪 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「7.3.28」。 付属図あり。
26	公園地使用願	T7(1918). 3.31	願人 大坪富 次郎 保証人 大坪 次郎吉 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	大坪富次郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→5坪8合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「7.3.28」。 付属図あり。
27	公園地使用願	T7(1918). 3.31	願人 大坪富 次郎 保証人 大坪 治郎吉 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	大坪次郎吉が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園 坪→2坪8合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「7.3.28」。 付属図あり。

28	公園地使用願	T7(1918). 3.25	願人 沼田勇 三郎 保証人 高野 源太郎 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	沼田勇三郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪2合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「7.4.1」。 付属図あり。
29	公園地使用願	T7(1918). 3.25	願人 山岸竹 次郎 保証人 大森 栄太郎	高岡市長 鳥山 敬二郎	山岸竹次郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園 坪→1坪5合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。 付属図あり。
30	公園地使用願	T7(1918). 3.25	願人 浅井こ と 保証人 浜野 文雄	高岡市長 鳥山 敬二郎	浅井ことが市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪7合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。 付属図あり。
31	公園地使用願	T7(1918). 3.26	願人 高岡運 輸株式会社 支配人 能森 庄太郎 保証人 米納 嘉右衛門 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	高岡運輸株式会社が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→1坪5合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→家屋の為に 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「7.3.28」。 付属図あり。
32	公園地使用願	T7(1918). 3.29	願人 永澤宗 一郎 保証人 谷野 修造 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	永澤宗一郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→4坪2合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「7.4.1」。 付属図あり。
33	公園地使用願	T7(1918). 3.30	願人 桃井義 次 保証人 藤井 甚太郎 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	桃井義次が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→3坪 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。 付属図あり。
34	公園地使用願	T7(1918). 3.29	願人 作道要 吉 保証人 谷野 修造 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	作道要吉が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪8合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「7.4.1」。 付属図あり。

35	公園地使用願	T7(1918). 4.1	願人 本願寺 派水波教学 財団代表者 西念寺住職 越原興憲 保証人 木村 喜太郎 (ともに朱印 あり)	高岡市長 鳥山 敬二郎	本願寺派水波教学財団が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪5合4勺5才 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路の為に 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「7.4.9」。 付属図あり。
36	公園地使用願	T7(1918). 3.30	願人 田中竹 次郎 保証人 木村 庄一郎 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	田中竹次郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→1坪5合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「7.4.1」。 付属図あり。
37	公園地使用願	T7(1918). 3.30	本人 二口源 十郎 保証人 加藤 松太郎 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	二口源十郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪6合 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→店舗のため？ 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「7.4.1」。 付属図あり。
38	公園地使用願	T7(1918). 3.31	願人 菅池岩 吉 保証人 菅池 貞次郎 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	菅池岩吉が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→高岡公園字本丸 坪→20坪(建物敷地)、85坪(庭園) 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→臨時休憩所敷地の為に 使用料は無料。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「7.4.5」。 付属図あり。
39	請書	T7(1918). 4.12	公園地使用 者 原文吉等 35人(朱印)	高岡市長代理 釜本三郎	市が許可を指令し、指令を請け取った。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「7.5.10」。 市長、助役、収入役の朱印あり。回覧されている。
40	公園借地料納付代人届	T7(1918). 6.10	借地人 広川 周造 納付代人 丸 谷常次郎 (ともに朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	広川周造が市に届けた文書である。広川周造は桜馬場の土地を借りている。使用料を払わなければならないが、自分は高岡市外に住んでいる。そのため自分の代わりに丸谷常次郎が使用料を納付することにしたという内容である。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「7.6.14」。 市長、収入役、農商務係、用度係の朱印あり。回覧されたのか。 ※使用料は1ヶ年で3円11銭。
41	使用料変更通知領収書				木谷和作他33名の名前と本人たちの朱印がある。
42	(荒野栄次郎の返還願に対し許可する旨伺書)	T8(1919). 9.30	農商務係主任(朱印)	市長 助役 収入役 用度係主任 (ともに朱印)	末広町の荒野栄次郎に桜馬場8坪2合の土地を貸与している。荒野がそのうち2坪2合7勺を返還したいと願い出てきた。実地調査の結果、図の朱書きの箇所を貸していたが、通路地のみ使用することである。特に差支えがないと思うため、返還の願いを許可するが、そのようにしてよいか何うと書かれている文書である。 その後、荒野栄次郎に土地の返還を許可することを伝える文書の案(年月日などは記入されていない)と命令書が書かれている。 T8(1919).9.30施行。
43	使用公園地返還願	T8(1919). 9.27	荒野栄次郎(朱印)	高岡市長 鳥山 敬二郎	荒野栄次郎が市に土地の返還を願い出ている文書である。T7.4.1付で桜馬場公園の土地8坪2合の使用が許可され、使用してきたが、その内図面で記した朱書きの箇所2坪2合7勺を返還したいという内容。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「8.9.29」。 付属図あり。
44	(中越土木会社より公園地使用願出に対して許可する旨伺書)	T11(1922). 10.16	社会課(複数朱印)	市長 収入役 会計課 (朱印)	中越土木会社から桜馬場公園の土地を使用したいと願い出がある。左の案の通りに許可するが、そのようにして良いか何うと書かれている文書。 案には、中越土木株式会社社長島田七郎右エ門に許可を通知する文書が書かれている。許可をするということ、使用料は1年の料金2円3銭で、市に納付せよとある。年月日は記入されていない。 T11.10.16施行。

45	公園地使用願	T11(1922) .10.14	願人 中越土木株式会社 社長 島田七郎 右衛門 保証人 杉本繁 (ともに朱印)	高岡市長 上野安太郎	中越土木株式会社が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪3勺 期限→T7.4.1からT12.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の印あり。 付属図あり。
46	(大野雅誉より公園地使用願出に対して許可する旨伺書)	T11(1922) .10.19	社会課(複数朱印)	市長 助役 収入役(朱印) 会計課	大野雅誉から桜馬場公園の土地を使用したいと願い出がある。左の案の通りに許可するが、そのようにして良いか伺うと書かれ、大野雅誉へ通知する文書の案が書かれている。 案には、土地の使用を許可すること、使用料は1年の料金2円64銭で市に納付せよとある。年月日は記入されていない。 T11.10.19施行。
47	公園地使用願	T11(1922) .10.19	願人 大野雅誉 保証人 金森勇太郎	高岡市長 上埜安太郎	大野雅誉が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪6合4勺 期限→T11.5.1からT12.3.31まで 目的→家屋外部鉄柵用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。 付属図あり。
48	五分利国庫債券(元号虎)発行要領	T11(1922) .5	大蔵省		本綴とは直接関係ないものと思われる。仕切りのようなものと思われる。
49	(木谷和作外三十五名より公園地使用願出に対して許可する旨伺書)	T12(1923) .3.30	社会課(複数朱印)	市長 収入役 会計課(朱印)	木谷和作他35名から高岡公園地と桜馬場公園地を使用したいと願い出がある。左の案の通りに許可するが、そのようにして良いか伺うと書かれ、使用者へ通知する文書の案と命令書が書かれている。 案には、土地の使用を許可すること、命令書を守るようにということが書かれている。日付はT12.3.31になっている。各通とあるので、使用者全員に通知されたと思われる。 公園地使用者人名簿があり、木谷和作他35名の名前がある。名前の他に各人の1ヶ月使用料や貸地地名などが書かれている。目次のような役割も果たしていると思われる。 T12.3.30出議、T12.4.2施行。
50	公園地使用願	T12(1923) .3.20	借人 木谷和作 保証人 高畑久作 (ともに朱印)	高岡市長 上野安太郎	木谷和作が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→高岡市公園地字西角外縁 坪→73坪5合 期限→T12.4からT13.3末まで 目的→花園 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
51	公園地使用願	T12(1923) .3.20	願人 原文吉 保証人 氏家建太郎 (ともに朱印)	高岡市長 上埜安太郎	原文吉が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→高岡公園地二ノ丸横堀淵 坪→12坪5合 期限→T12.4.1からT13.3.31まで 目的→建物敷地茶亭 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
52	公園地使用願	T12(1923) .3.21(12日力)	願人 宮野なか 保証人 伊勢利吉 (ともに朱印あり)	高岡市長 上埜安太郎	宮野ながが市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→高岡公園地椿山地内 坪→39坪 期限→T12.4.1からT13.3.31まで 目的→茶亭 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7から継続。

53	公園地使用願	T12(1923) .3.20	矢部孝太郎 保証人 高柳 次三郎 (ともに朱印)	高岡市長 上埜 安太郎	矢部孝太郎が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。使用したい土地の場所、坪、期限、目的なども書かれている。 場所→高岡公園地字椿山地内 坪→25坪8合 期限→T12.4.1からT13.3.31まで 目的→茶店 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7から継続。
54	公園地使用願	T12(1923) .3.23	高田正三 保証人 山本 七三郎 (ともに朱印)	高岡市長 上埜 安太郎	高田正三が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。 場所→高岡市公園地字椿山地内 坪→25坪 期限→T12.4.1からT13.3.31まで 目的→喫茶店 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。 付属図あり。 T7からの継続。
55	公園地使用願	T12(1923) .3.24	願人 鷺北与 次郎 保証人 鷺北 利三郎 (ともに朱印)	高岡市長 上野 安太郎	鷺北与次郎が高岡公園地の使用を願い出ている文書である。 場所→高岡公園地二ノ丸 坪→24坪 期限→T12.4.1からT13.3.31まで 目的→飲食店業 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
56	公園使用願	T12(1923) .3.20	願人 吉田為 一 保証人 野尻 喜太郎 (ともに朱印)	高岡市長 上埜 安太郎	吉田為一が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。 場所→高岡公園三ノ丸地内 坪→20坪7合5勺 期限→T12.4.1からT13.3.31まで 目的→茶店 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
57	公園地使用願	T12(1923) .3.20	願人 越野長 二 保証人 小西 喜作 (ともに朱印)	高岡市長 上野 安太郎	越野長二が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。 場所→高岡公園地字椿山地内 坪→87坪6合 期限→T12.4.1からT13.3.31まで 目的→茶店 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
58	公園地使用願	T12(1923) .3.6	願人 御旅屋 長作 保証人 松長 多丞 (ともに朱印)	高岡市長 上埜 安太郎	御旅屋長作が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。 場所→高岡市公園地字椿山地内 坪→36坪 期限→T12.4.1からT13.3.31まで 目的→飲食店 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
59	公園使用願	T12(1923) .3.20	願人 柴野源 太郎 保証人 高柳 次三郎 (ともに朱印)	高岡市長 上埜 安太郎	柴野源太郎が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。 場所→高岡公園地字本丸内 坪→40坪 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→飲食店 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。

60	公園地使用願	T12(1923).4.1 (T12.3.23カ)	願人 上田常 保証人 米嶋 由次郎 (ともに朱印)	高岡市長 上埜 安太郎	上田常が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪3合9勺5才 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→家屋の為に 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続と思われる。
61	公園地使用願	T12(1923).3.23	願人 稲積達次 保証人 宮野 かね (ともに朱印)	高岡市長 上野 安太郎	稲積達次が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪8合 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
62	公園地使用願	T12(1923).3.5	願人 藤本ひさ 保証人 藤本 次郎吉、大森 伊太郎 (ともに朱印)	高岡市長 上埜 安太郎	藤本ひさが市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪8合 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路の為に 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
63	公園地使用願	T12(1923).3.13	願人 井戸政二 保証人 内沢 松次郎、塚本 庄次郎 (ともに朱印あり)	高岡市長 上野 安太郎	井戸政二が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪2才 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→家屋の差出？ 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの(この時は井戸直次郎が願人)継続と思われる。
64	公園地借用願	T12(1923).3.10	願人 谷野善成 保証人 吉野 富次郎、中谷 佐一 (ともに朱印)	高岡市長 上埜 安太郎	谷野善成が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→3坪6合 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
65	公園地使用願	T12(1923).3.20	願人 菅野啓二 郎 保証人 菅野 伝右衛門 (ともに朱印)	高岡市長 上埜 安太郎	菅野啓二が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→4坪2合7勺 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
66	公園地使用願	T12(1923).3.20	願人 西部初郎 保証人 今井 与三吉 (ともに朱印)	高岡市長 上埜 安太郎	西部初郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪9合5勺5才 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの(この時は西部三郎右衛門が願人)継続。

67	公園地使用願	T12(1923) .3.10	願人 延対寺 みよ 保証人 能町 常次郎 (ともに朱印 あり)	高岡市長 上野 安太郎	延対寺みよが市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→8坪7勺 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。 付属図あり。 T7からの継続。
68	公園地使用願	T12(1923) .3.20	願人 広川周 造 保証人 菅池 啓二郎 (ともに朱印)	高岡市長 上埜 安太郎	広川周造が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園 坪→10坪3合5勺 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
69	公園地使用願	T12(1923) .3.20	願人 荒野栄 次郎 保証人 浜野 文雄 (ともに朱印 あり)	高岡市長 上埜 安太郎	荒野栄次郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→5坪9合3勺 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。但し、T8.9.30に2坪2合7勺の土地の返還を願い、許可されているので、坪数は減っている。
70	公園地使用願	T12(1923) .3.20	願人 浜野文 雄 保証人 大森 栄太郎 (ともに朱印 あり)	高岡市長 上埜 安太郎	浜野文雄が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→4坪2合 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
71	公園地使用願	T12(1923) .3.20	願人 能森庄 太郎 保証人 米納 嘉右衛門 (ともに朱印 あり)	高岡市長 上埜 安太郎	能森庄太郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園 坪→3坪 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
72	公園地使用願	T12(1923) .3.20	願人 大坪富 次郎 保証人 大坪 次郎吉	高岡市長 上埜 安太郎	大坪富次郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→5坪8合 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
73	公園地使用願	T12(1923) .3.20	願人 大坪次 郎吉 保証人 大坪 富次郎 (ともに朱印 あり)	高岡市長 上埜 安太郎	大坪次郎吉が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪8合 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。

74	公園使用願	T12(1923)	願人 沼田勇三郎 保証人 筏井甚吉 (ともに朱印あり)	高岡市長 上埜安太郎	沼田勇三郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。文字は活版ではないかと考えられる。 6-28と内容が同じで、日付だけ違う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。
75	公園地使用願	T12(1923).4.2	使用人 山岸竹次郎 保証人 山岸外次郎 (ともに朱印あり)	高岡市長 上野安太郎	山岸竹次郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→1坪5合 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 付属図あり。 T7からの継続。
76	公園地使用願	T12(1923).3.2	願人 浅井こと 保証人 浜野文雄 (ともに朱印あり)	高岡市長 上埜安太郎	浅井ことが市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪7合 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
77	公園地使用願	T12(1923).3.20	願人 高岡運輸株式会社 取締役 能森庄太郎 保証人 米納嘉右衛門 (ともに朱印あり)	高岡市長 上埜安太郎	高岡運輸株式会社が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→1坪5合 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→家屋の為に 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
78	公園地使用願	T12(1923).3.20	願人 永澤宗一郎 保証人 江川弥一郎 (ともに朱印あり)	高岡市長 上埜安太郎	永澤宗一郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→4坪2合 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
79	公園地使用願	T12(1923).3.10	願人 作道要吉 保証人 谷野善成	高岡市長 上埜安太郎	作道要吉が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪8勺 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続と思われる。
80	公園地使用願	T12(1923).3.20	願人 本願寺派水波仏教教学財団代表者 西光寺住職 寺野宗欣 保証人 磯野小兵衛 (ともに朱印あり)	高岡市長 上埜安太郎	本願寺派水波仏教教学財団が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪5合4勺5才 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路の為に 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「12.3.23」。 付属図あり。 願人など代わっているが、T7からの継続。
81	公園地使用願	T12(1923).3	田中竹次郎 小川久七 (ともに朱印あり)	高岡市長 上埜安太郎	田中竹次郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→1坪5合 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。

82	公園地使用願	T12(1923) .3.20	本人 二口源 十郎 保証人 加藤 松太郎 (ともに朱印 あり)	高岡市長 上埜 安太郎	二口源十郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪6合 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→店舗の為? 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付は「12.3.23」。 付属図あり。 T7からの継続。
83	公園地使用願	T12(1923) .3.12	願人 中越土 木株式会社 取締役社長 島田七郎右 衛門 保証人 磯部 政吉、木津太 郎平 (ともに朱印 あり)	高岡市長 上埜 安太郎	中越土木株式会社が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪3勺 期限→T12.4.1からT13.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T11からの継続。
84	公園地使用願	T12(1923) .3.20	願人 大野雅 誉 保証人 館保 二 (ともに朱印 あり)	高岡市長	大野雅誉が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪6合4勺 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→家屋外部鉄柵用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 T11からの継続。
85	(公園地使用許可 の起案書)	T13(1924) .4.9	第三課(朱印 あり)	市長 収入役 第五課 (朱印あり)	原文吉へ通知する公園地使用許可の文書の案が、これで良いか伺っている文書である。原文吉に公園地の使用を許可すること、別紙の命令書の内容を守るようにということが書かれている。年月日は記述されていない。 印刷された命令書もある。金額(使用料)が書かれている。
86	公園地使用願	T13(1924) .4.8	願人 原文吉 保証人 氏家 建太郎 (ともに朱印 あり)	高岡市長 上埜 安太郎	原文吉が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。 場所→高岡公園地二ノ丸横堀淵 坪→12坪5合 期限→T13.4.1からT14.3.31 目的→建物敷地茶亭 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の印あり。 付属図あり。 T12からの継続。
87	(公園地使用許可 の起案書)	T13(1924) .4.10	第三課(朱印 あり)	市長 第五課 (朱印あり)	木谷和作へ通知する公園地使用許可の文書の案がこれで良いか伺っている文書である。木谷和作に公園地の使用を許可すること、別紙の命令書の内容を守るようにということが書かれている。年月日は記述されていない。 印刷された命令書があり、金額(使用料)も書かれている。
88	公園地使用願	T13(1924) .4.1	借人 木谷和 作 保証人 高畑 久作 (ともに朱印 あり)	上野安太郎	木谷和作が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書である。 場所→高岡市公園地字西角外縁 坪→73坪5合 期限→T13.4.1からT14.3末まで 目的→花園(展望用) 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の印あり。日付「13.4.9」。 付属図あり。 T12からの継続。
89	公園借地返還届	T14(1925) .5.22	長久健三(印 あり)	高岡市長 上埜 安太郎	長久健三が、市に借りていた桜馬場公園の土地3坪を返還すると届けている。通路用として土地を借り、使用していたが、所有地を売却することになり、借地も使用しなくなるので返還するという内容である。T12.4.1からT17.3末までの期限であった。 高岡市役所の青の印あり。日付「14.5.22」「帳簿整理済」と印が押されている。市長以下3名に回覧された。
90	公園地使用願	T12(1923) .3.20	願人 長久健 三 保証人 江川 弥一郎 (ともに朱印 あり)	高岡市長 上埜 安太郎	長久健三が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→3坪 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は指定料金に従う。 高岡市役所の収受の朱印あり。日付「12.3.23」。 付属図あり。 6-89と関連。

91	(公園地使用許可の起案書)	T14(1925).10.26出議 T14(1925).10.27施行	第三課(印あり)	市長 収入役 第五課 (印あり)	御旅屋きよへ通知する公園地使用許可の文書の案がこれで良いか伺っている文書である。御旅屋きよに公園地の使用を許可すること、別紙の命令書の内容を守るようにということが書かれている。年月日は記述されていない。印刷された命令書があり、使用料の金額も書かれている。
92	公園地使用願	T14(1925).10.26	願人 御旅屋きよ 保証人 今庄外次郎 (ともに朱印あり)	上野安太郎	御旅屋きよが市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪9合5勺5才 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 この土地は、西部初郎が使用許可を貰っていたが、御旅屋きよが西部初郎の所有地家屋を買い受けたので、この土地の使用を許可してほしいと願い出ている。高岡市役所の印あり。 付属図あり。 6-66と関連。
93	(公園地使用許可の起案書)	T15(1926).11.19	第三課(印あり)	市長 収入役 第五課 (印あり)	金田八郎へ通知する公園地使用許可の文書の案がこれで良いか伺っている文書である。金田八郎に公園地の使用を許可すること、別紙の命令書の内容を守るようにということが書かれている。年月日は記述されていない。印刷された命令書があり、使用料の金額も書かれている。
94	桜馬場公園地使用御願	T15(1926).11.19	願人 金田八郎 保証人 作道要吉 (ともに朱印あり)	高岡市長 南慎一郎	金田八郎が市に高岡公園地(桜馬場公園地)の使用を願い出ている文書である。 場所→桜馬場公園地 坪→2坪8合 期限→T12.4.1からT17.3.31まで 目的→通路用 使用料は決定料金に従う。 この土地は、作道要吉が使用許可を貰っていたが、金田八郎が作道要吉の所有地を買収し、家屋を建設した。従って、この土地を使用したいので許可をほしいと願い出ている。高岡市役所の印あり。 6-79と関連か。
95	(原文吉からの公園使用願及び公園使用許可通知文書の起案書)	起案書 S2(1927).4.20 願 S2(1927).4.18	起案 第三課(朱印あり) 願 願人 原文吉、保証人氏家建太郎 (ともに朱印あり)	起案 市長、助役、収入役、第五課(朱印あり) 願 高岡市長 南慎一郎	原文吉が市に高岡公園地の使用を願い出ている文書。それに対して原文吉へ通知する公園地使用許可の文書の案がこれで良いか伺っている文書と命令書が合わせて綴られている。使用願はT13からの継続で、内容は同じである。期限はS2.4.1からS3.3.31まで。
96	桜馬場公園使用者実地調べ略図		作製者 大居(朱印あり)		絵図。参考とある。 使用者に公園のどの場所を貸しているか描かれている。